

令和4年度 3月定例農業委員会総会議事録

日時 令和5年 3月 6日(月) 午前9時
 場所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 2人

| 議席番号 | 委員氏名 | 出欠 | 議席番号 | 委員氏名 | 出欠 |
|------|--------|----|------|-------|----|
| 1番 | 古賀 和則 | 出席 | 13番 | 綾部 勝年 | 出席 |
| 2番 | 日高 幸子 | 出席 | 15番 | 橋本 達男 | 出席 |
| 3番 | 松下 茂 | 出席 | 16番 | 寺田 一義 | 出席 |
| 4番 | 田中 雄三 | 出席 | 17番 | 寺田 宏澄 | 出席 |
| 5番 | 橋本 昭憲 | 出席 | 18番 | 森園 文男 | 出席 |
| 6番 | 大川 定道 | 出席 | 19番 | 松永 淳 | 欠席 |
| 7番 | 江頭 政寛 | 出席 | 21番 | 副島 幸満 | 出席 |
| 8番 | 鷺崎 和志 | 出席 | 22番 | 牛島 和昭 | 出席 |
| 9番 | 尊田 信明 | 出席 | 23番 | 田中 節士 | 出席 |
| 10番 | 馬郡 文男 | 出席 | | | |
| 11番 | 山内 しげ子 | 欠席 | | | |
| 12番 | 濱尾 種光 | 出席 | | | |

- 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (11件)
- 報告第2号 農地法第4条制限除外について (1件)
- 報告第3号 農地等形状変更届について (1件)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)
- 議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分(24件)
- 議案第4号 みやき町空き家に付随する農地の権利取得にかかる別段面積取扱基準
の廃止について

議案第5号 みやき町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
(案) について

協議案件 令和5年度最適化活動の目標設定等(案)について

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より3月の農業委員会総会を開催します。現在の出席委員は19名、欠席委員は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんについては只今確認を取っております。よって「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。総会開催にあたりまして、先月前に農業委員さん方については打ち合わせ会を開催させて頂き、農業経営の意向調査で回答が不十分な方については訪問して回収させて頂き、非常にお忙しいなかお手数をおかけしておりますが、なかなか行けないとか、時間が取れない等ある場合はこちら事務局にご相談いただければと思います。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

今も説明がありましたように、経営意向調査大変お疲れ様でした。対象者も平均年齢が高くなり「5年後10年後の事なんか分かるもんか」と言われるお叱りも受けています。しかし、よりよい調査書を作るため又これからの農業を守っていくためには、どうしても必要ですのでご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第2号 農地法第4条制限除外について

報告第3号 農地等形状変更届について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について

議案第4号 みやき町空き家に付随する農地の権利取得にかかる別段面積取扱基準
の廃止について

議案第5号 みやき町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)
について

協議案件 令和5年度最適化活動の目標設定等(案)について

その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を願ひします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明を願ひします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

| | | | |
|------|-----|----|---------|
| 報告件数 | 11件 | 面積 | 56,654㎡ |
|------|-----|----|---------|

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をして願ひします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法第4条制限除外について、事務局より説明を願ひします。

事務局

報告第2号農地法第4条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足説明を願ひします。

〇〇委員

2月22日に事務局2名と中津隈担当委員4名で現地確認を行いました。

11ページをご覧ください。今回の申請地右側にU字溝がありましてその右側は上峰町の田んぼで町境になっております。そこは盛土が10センチほどされておりその上にもU字溝のコンクリート部分がありまして、雨が降ってきた場合でも左側の自分の田んぼに流れ他に迷惑をかける事はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

2月21日に事務局2名、担当委員3名で現地確認を行いました。申請地は北側が住宅地になっており南側に田んぼがあります。確認に行ったとき少し水が溜まった状態でした。ここは南にもう一枚田んぼがためここを高めると影響があるのではとすることで溝を掘ってもらうように話をしています。ここら辺りは土地改良外の狭い田んぼが広がっています。地固めしてレモンを作ることに問題はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

レモンを植えられるとありますが、3畝位で大体何本植えられるのでしょうか。

また、形状変更ですが書類もきちんと揃えられ申請されたので、きちんと出来るように監視をお願いしたいと思います。中原校区ではとうとう2年間位ユンボが入ったまま何もされていない所があります。なるべく1年以内で終わらせてもらうようお願いいたします。

議 長

〇〇委員の言われてあるように、計画書がありますので計画に沿って作業を進めて頂くように再度お願いしたいと思います。またレモンの本数は盛土を終えてからのことでおそらく本人も考えておられてないと思います。他に質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。

本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、報告第3号の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として〇〇番の〇〇委員と私が指名委員として、工事着工から完了まで事業が適正に行われるよう確認を行い、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があるかと判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行います。

続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

2月21日に事務局2名、担当委員3名で現地確認を行いました。

ここは北茂安浄水場の西側で電波塔のすぐそばです。売渡人が1年に1～2回は草刈り等をして管理されていましたが、それも大変ということで誰か買手はいないかと探しておられたところ、買受人が畑を作りたいということになっての売買です。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

調査書の中の第2項第1号の中に全部効率利用とありますが、これは何年位効率利用すれば転用出来るものですか。私の考えでは、3年ぐらいはと思い、申請や相談があった際は説明を行っているがどうか。

事務局

今ご質問があった件は、投機的な目的での農地法第3条の申請に対してだと思えます。ご存じのとおり、4月から下限面積が撤廃されるということで、全国の農業委員会において危惧をされていたところですが、法令的には明確に所有権移転後、何年間転用はできないという規定はございません。しかしながら、耕作目的での許可ですので、全部効率利用の適切な遵守のためにも、独自での誓約等は設けていく必要があるのではないかと考えます。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第2号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について

て説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

補足として、譲受人が営む幼稚園と申請地は10m近くに高低差があるため、遊具等の持ち運びが容易にできないこと。また、字図上の申請地は法下までであるが、法部分は傾斜があるため有効面積としては土地利用計画図に記載されている部分位であることを説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

2月27日に現地確認を行いました。申請地のところには孟宗竹が多く生えており、園舎の方にも影響が出ていた状況です。北側にも農地がありますが、園の運動場として使われる予定であり、ここ数年は作られてありません。問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

2月28日に現地確認を行いました。申請地の所有者である〇〇さんの息子さんが家を建てられるものです。一番の問題は排水に関してですが、東側の水路に暗渠を設けて排水する計画で、田んぼも〇〇さん自分のものですので問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

200mmの塩ビ管は下に埋められるのか。農振除外の際には、そのような計画だったと思われる。

事務局

計画では200mmの管を地中内に埋めることとなっています。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

2月24日に、事務局、〇〇委員の4人で現地確認を行いました。
この周辺は以前から住宅地の開発が進んでおり、農地としての利用があまりされていない状況です。計画地内の水路については、暗渠を設けて西側の寒水川に流すこととされており、問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

P37の3066-4と3023-1の間に道があるが、土地利用計画図ではなくなっており、新たに設けられる道路に付け替えされたということでよいか。

〇〇委員

そちらへの付け替えとされています。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

〇〇委員

2月27日に現地確認を行いました。この案件については、地元からの条件があったようで、排水による南側の住宅地への災害の対策として、公園内のパイプを広げることが転用事業から提案され、またその先もU字溝を広くすることで了承をされたというこ

とです。北側の里道についても事業者が整備をすることで了解が得られたというような状況です。よろしくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号5農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月27日に担当2名、事務局1名で、河川、道路等の状況を含め確認を行いました。南側等も既に住宅地になっており、雨水は小学校の北側まである河川に流すようになっており、ここへの排水であれば私は問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 21件 所有権移転 3件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請番号6番の方は新規就農の方なのか。利用目的が野菜とされており、どんな品目をされるのか分かれば教えてもらいたい。

事務局

この方については露地野菜での新規就農をされており、今回確保されたほ場が中原校区内の農地であったため中原校区の委員さんと併せ、出身が三根校区の方ですので、そちらの方の委員さんと一緒に新規就農にあたっての相談会を行っています。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。
議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号みやき町空き家に付随する農地の権利取得にかかる別段面積取扱基準の廃止について事務局より説明をお願いします

事務局

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地法第3条第2項第5号の下限面積が削除されるため、空き家に付随する農地の特例措置で下限面積を1㎡としている規定を令和5年3月31日付で廃止する必要があることを説明する。

議 長

事務局より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。
議案第4号みやき町空き家に付随する農地の権利取得にかかる別段面積取扱基準については、廃止することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号みやき町空き家に付随する農地の権利取得にかかる別段面積取扱基準については、令和5年3月31日をもって廃止することに決定いたしました。続きまして、議案第5号みやき町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

指針の目標数値の根拠、設定理由等について説明

議 長

事務局より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

きれいな話ばかりしているが、現実はその簡単にはいかない。熊本の方で大規模にされている方と話をする機会があったが、あちらの方でも中山間地域は山に戻っていると

のこと。集積についても、最終的には本人が決めることであり、農業委員だからと言っても難しいこともある。

〇〇委員

遊休農地については、話をしてくれにしても2～3年後にはまた元に戻ってしまうので、根本的な対策が必要だと思う。遊休化するのには特に畑が多い。方策を町の方でも考えてもらいたい。

事務局

農業新聞などで遊休農地の解消事例が挙げられることがあるが、そのような事例を見ると、何らかの組織等が目的をもって長く取り組んでいる。そのような方向にできることが最良と思われる。そのためにも、農業委員会だけでなく、いろんな団体や関係機関と解消方法を検討していく必要があると思われる。

議 長

他に質疑が無いようですので続きまして、採決に移ります。

農地等利用の最適化を推進するための目標、推進方法、達成状況の評価の方法について定めます議案第5号みやき町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第5号みやき町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、目標数値等について議案の内容で決定し、公表することといたします。

続きまして、協議案件令和5年度最適化活動の目標設定等(案)について事務局より説明をお願いします

事務局

令和5年度最適化活動の目標設定等(案)の根拠、設定理由等について説明

議 長

事務局より説明がございました。

質疑及び意見のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑、意見が無いようですので、協議事案につきましては、改めて4月の総会時に議案として審議をお願いします。続きまして、その他事項をお願いします。

その他

① 令和5年度総会日程（案）について

議 長

4月の総会は、4月 6日（木）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、4月 6日（木）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査は3月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで3月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷲崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番